

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6ヵ月前納制

### 〈もくじ〉

■巻頭言■	2
米ソ首脳会談の結果と日本	2
労働運動の総路線	3
― 八六年のたたかいを展望して ―	3
国鉄闘争の現状と問題点	7
資料 国労第一四四回中央委「特別決議」	9
◇資料と解説◇	
社会党「新宣言」に相次ぐ意見書	10
資料1 原対協が「新宣言」で申し入れ	10
資料2 「新宣言」に対する意見書(東大阪支部有志)	11
連載『資本論』第一巻を読む17	
拡大された価値形態	14

# 旬刊社会通信

NO.286

一九八五年二月二日

一九八五年二月二日  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

## ■巻頭言■

## 米ソ首脳会談の結果と日本

ジュネーブ会談は国際生活の大きな政治的出来事となった。ソ連と米国の指導者が共同声明のなかで核戦争を引き起こすべきではないと声明したことは、会談の原則的に重要な結果であった。両国の指導者は、ソ連と米国とのあらゆる戦争——核戦争であれ通常戦争であれ——を防止することの重要性を強調し、軍事的優位の達成を求めないことを約束した。この意味で会談の結果は、現代の国際関係における政治的、心理的気候の変化とその健全化に肯定的な影響を与え、核戦争の発生の脅威を減らすことができる。会談は、ソ米関係、ひいては世界情勢全般の好転をはかることを目的とした対話の端緒となった。

ジュネーブ会談においてソ連は、地球に住むすべての人々の利益に関わる第一義的な問題——戦争と平和、宇宙における軍拡競争の防止と地上におけるその制限にもとづく核の脅威の排除の問題を討議することを提案した。

ワシントンは、同等安全の確保という重要な問題の討議をいわゆる「地域紛争」の討議にすり替えようと試みた。首脳会談の直前、ワインバーガー国防長官がレーガン大統領にたいしジュネーブにおいて軍備管理にかんするいかなる措置にも応じることのないよう勧告した書簡が明るみに出された。ワインバーガーのこの行為がソ米首脳会談の妨害を目的としていたことは、明らかである。

このスキヤンダルに関連してNYタイムズ紙は、ワインバーガーとホワイハウスの立場は一致していると指摘した。実際、ソ米首脳会談の準備が進んでいるのに、ホワイトハウスもペンタゴンも、SDIの研究・開発作業を続けていくことをたえず強調していた。ジュネーブ会談に良好な政治的雰囲気をつくり出すために打ち出されたソ連の平和イニシアチブは、まったく無視された。

このように、ソ米首脳会談の開始前からソ米関係の中心的な問題——安全問題の解決に對する二つのまったく異なったアプローチが存在したのである。

われわれは、今回のソ米首脳会談をソ米関係のみならず世界情勢全体の好転をはかるための対話のスタートとして評価した。たしかに、今回の会談では軍拡競争の停止と平和の強化に関する重要な問題の解決は見られなかった。米国側に、このような大きな解決への用意がなかったからだ。

良識の力で事態の危険な進展を防ぐことができるであろうか？ ジュネーブで達成された合意がペンタゴンの危険な計画の実現に影響を与えることができるであろうか？

ジュネーブ会談後も米国の「スターウォーズ計画」には、目立った変化はない。攻撃用宇宙兵器の開発、核第一撃システムの量的増大と質的改善の方針も変わっていない。大気圏外で敵のICBMを撃墜する地上発射ミサイル、レーザー兵器、ICBM・MXとミゼットマン、トライデントD5級SSBN、爆撃機B1Bなどの開発、実験、配備が日程にのぼっている。

これが現実の姿である。ソ米間の不一致は残り、競争は続くが、それが許容範囲を越えないよう、軍事的対立にいたらないようにすることが必要だ。このことの担保が戦略パリテイと維持である。日本は世界で唯一の被爆国として、軍縮へのイニシアチブをにないえる地位にある。さらに憲法もある。かくして日本の役割は大きい。

## 労働運動の総路線

— 八六年のたたかいを展望して 岩井 章 —

労研センター第二回全国活動家交流集会に当って、きびしい諸情勢に立ちむかうわれわれの運動の総路線について問題提起をしたい。ここでいう総路線とは、労働運動の原則的方針を整理したものである。

### 一 生活と権利の擁護

われわれは生活を守り向上させるため賃金引上げ、労働時間短縮などの闘争に力を入れる。さらに人権、減税、住宅、公害、緑の保護など人間として生きていく上での快適な生活を守るすべての運動に力を入れる。

われわれの春闘が過去に国民的支持をうけてきたのは、その闘いによって中小企業労働者にも賃金その他労働条件改善が波及効果をもっていたからである。つまり国民的ひろがりがあったからである。

今日の春闘は労資協調路線で、ほとんどが闘うことなく終わっていることから労働者に不満を与えているが、最大の欠点は国民の関心と支持を得ないところにある。つまり春闘が、組織された大企業労働者のものとなっているからである。

いかにして多くの労働者勤労者の関心と支持をうけることができるか、今われわれが目をつけねばならないのはこの点である。

久しく春闘方式の見直し論が言われてきたが、その論議の中心は資本の管理春闘をどう破るか。そのためには現在の幹部だけの闘争をやめて、多くの労働者勤労国民の要求と関心をいかに下から組織するか。つまり大衆闘争にどう作り直すかに鍵がある。

前にも述べたように、賃金と時短だけが要求事項ではなく、人間として生きていくためのあらゆることがらを要求し闘うことである。したがってそれは資本に要求するものだけでなく、政治的なものも社会的なものも当然要求事項として掲げられねば春闘の再生はできない。

この時、反差別闘争を春闘や日常組織活動の重点として取り上げることがきわめて大切である。中小、下請、孫請労働者、婦人労働者、未解放部落、身障者、朝鮮人などの差別を組織労働者が自分のこととして取り上げ闘うことである。

### 二 憲法改悪を許さない

現憲法はいうまでもなくブルジョア憲法である。天皇を象徴として認めているかぎり共和国憲法とも言えない。この象徴という規程はどこまでもアイマイでとらえどころがない。しかし主権在民は明確になっている。

この憲法は平和、民主主義、人権尊重の三本を柱にした憲法である。だからこそ私達はこの憲法を守り、その三本柱をいよいよ深め発展させていくことが重要である。

とくに政権党である自民党が党是として「改憲」を掲げているかぎり、憲法改悪反対の

運動はもっとも鋭く敵と斬り結ぶ路線といえよう。なかでも中曽根は憲法改悪を自己の信念として公言しているかぎり最大限の注意を払って国民に訴え続けねばならない。

各社のアンケートによると国民の約八割は憲法改悪に反対だと答えている。このような状況を見て自民党も容易に改憲の具体的提案をするのは困難だろう。しかし同時に自衛隊の存在を、これ以上の拡大には反対だが現状までは認めると答えている国民が八割に達している。

日本人は既成事実が弱い。中曽根はそう思っていて、そこにねらいを定めている。憲法改悪反対と自衛隊容認が併存しているのが現実である。その八割同士が綱引きをしているのが現状である。

われわれが日常、闘いを進めるさい、民主主義、平和主義、人権擁護の三本柱を常に憲法擁護の視点に結びつけて闘うことが大事なことである。一%問題も靖国問題もスパイ防止法も、憲法と生活の関連において徹底的に闘う。

### 三 日米安保条約の破棄をめざして

日米安保条約は日本の軍事、政治、経済、社会、文化などの多くの制度を米国に従属させる枠組みとなっている。それは日米間の軍事同盟（実質的な隷属）であるだけでなく、社会すべての分野で支配隷属関係をつくっている。

われわれは自主独立をめざす立場にたつ以上、日米安保条約の廃棄をめざすのは当然である。われわれはいかなる国とも軍事同盟条約を結ばない。いかなる国の軍事基地も認めない。われわれは非武装中立政策をかちとるために努力する。

日米安保条約があるためにわれわれが決めている非核三原則（核をもたない。もちこまない。つくらない）が実質的に空洞化していることを見逃すことはできない。しかしニュージーランド労働党政府がとっている政策は、日本のわれわれに大きな手がかりを与えている。

「アメリカが核の存在を否定しないなら、わが政府が入港について判断する」とロンギ首相は明言している。「核の存在を否定も肯定もしない」とアメリカ政府が述べる以上、非核三原則を貫くためにはこのニュージーランド政府のとっている方式しか道はないだろう。核兵器のもちこみ拒否こそ日米安保条約の実質的廃案の道である。

### 四 労働組合の右翼「労戦統一」に反対し階級的強化をめざす

全民労協は二年後に連合体になりたいという。おそかれ早かれ連合体にはなるだろう。しかし全民労協内部の意見は複雑で、すっかり一体化するかどうかむずかしい。会費を大幅に増やし各単産のエゴを脱却することが連合体の指導力を高める道であるが、やれるかどうか。しかもそのことが総評脱退ということと密接にからんでいて各組合とも思惑は複雑だ。

さらに一部の組合幹部が言うように、官公労各組合との統一問題になると一段とむずかしい状況である。

自治労、日教組、国労などが全民労協路線に反対の態度を堅持しているかぎりそれは難

しい。この三組合が全民労協路線に同調すれば総評は解体の方向をとり、統一労組懇は新しいナショナルセンターの旗上げをすることとなる。

したがって当面われわれは、前記三組合等が全民労協路線に同調しないよう全力をあげて努力することが第一である。

第二は、総評が労働者勤労者など多くの国民から支持され、共鳴感を得られるような運動を再構築するための努力を精力的に行うことである。

総評が生活と権利を守り、反核、平和、民主主義の闘争の先頭にたち、県評、地区労の力を総動員すれば、総評労働運動の再生は不可能ではない。

現に総評労働者、活動家はそれを求めている。大事なことは幹部が総評路線に自信をもつことである。「数さえ集まれば今日の困難をのり切れる」などという全民労協への幻想を捨てることである。どんなに数が集まっても、路線が正しくなければやがて現場労働者から見はなされることとなる。

今日の職場管理の厳しさは、労働者の我慢の限界を必ずつき破ることになるだろう。

## 五 臨調・軍拡路線とくに国鉄の民営・分割と闘う

独占資本と中曽根が進めている臨調行革は、軍拡路線とウラハラの関係にあることは今日では誰の目にも明白となっている。たしかに国家財政は一三〇兆円もの赤字を抱えている。過去の過剰投資に原因がある。それを救済するためとして労働者の賃金を抑え、医療、年金などを改悪し、国鉄、教育、自治体などにすべてのしわ寄せをすることは認めることはできない。

その一方で、国民生活を犠牲にしてうみだした金を軍事拡張に注ぎこむことは断じて許すことはできない。

この行革の焦点は国鉄の分割・民営である。権力と独占資本は国労をつぶし、国鉄もつ土地などを安く買ったたぐいにねらいを定めて強引に進めている。

今日国労は闘う組合の機関車の一つである。国労を骨抜きにすれば日本労働運動そのものを全民労協路線におさえこむことができる。これが独占資本と権力のねらいである。

分割・民営すれば国民サービスは確実に低下する。運賃は値上げされ連絡は悪くなる。さらに地方ローカル線は廃止される。何としても国鉄の分割・民営化をくい止めねばならない。すでに五、〇〇〇万署名運動も終盤をむかえている。

今後は地域ごとの運動、とくにローカル線を抱える地域の運動を強めねばならない。また私が前々から言っている分割・民営反対のすべての政党、民主勢力が統一して反対闘争をもちあげるよう一段と力を注がねばならない。

## 六 統一戦線結成をめざす

権力を握り国民、国家を支配している自民党政府は矛盾をもちながらも政財官の連合を一段と強めている。さらに最近ではマスコミ、学者、労働組合幹部の一部さえもその影響下に入れている。

このような状況の時、革新の側はますます分裂を強めている。社会党はニュー社会党を標榜して、最近では自民党との連合をも認めるとさえ方針で決めている。反共性も一段と強

まった。たしかに右傾化は一段と進んでいる。

一方共産党は「右転落の一つの到達点だ」として、統一戦線の対象から社会党を外すことをきめた。総評労働運動も「全民労協路線」に足をとられて動揺している。

このようにみえてくると、統一戦線の結成は現時点ではかなり困難があるのは否定できない。しかし支配者が連合して勤労者を攻撃している時、われわれもいかなる困難があろうとも統一戦線結成をはからねばならない。

まず社会党を正しい階級的路線に戻さねばならない。われわれの努力によって必ずそれは達成されるものと確信する。

一方共産党も、社会党が右傾化したからといって、統一戦線の対象からはずすべきではない。辛抱強く説得を続けるべきである。学者、文化人などが革新懇に結集しているのは一定の力ではあるが、それは政治的統一戦線としては不十分である。党派の異なる政党が協力し合うことが、幅の広いしかも国民への影響力の強い統一戦線といえよう。

われわれは一九三〇年代、ドイツでヒットラー政権の成立を許してしまった社共のあり様を今こそ学ばねばならない。社会党を抜きにして統一戦線を作るといっても、可能性はないだろうし、国民に対する説得力が弱い。

## 七 国際連帯の強化とくに第三世界との連帯

今日の政治、経済、社会、文化、労働あらゆることながら全世界と密接に結びついている。したがって労働運動も国際的視野と連帯が当然不可欠のことである。

全民労協の国際的関係は国際自由労連を軸として進めている。国際自由労連との友好関係だけでは全世界の労働運動との連帯を強めることにはならない。

世界労連、国際労連などすべてのセンターとの友好連帯を強めるのは当然である。反核、平和、独立、生活擁護などの闘いは全世界の労働者との連帯を必要としている。

さらに我々が重視しなければならないのは、第三世界の労働者勤労者との連帯である。アフリカ、中南米、東南アジアの人々との連帯こそ今日もっとも大事な課題である。これらの地域の人々は独立と極貧の苦しい闘いを日々進めている。

これら第三世界の労働者勤労者との連帯でまずやれることは交流である。各組合から代表団を組織して訪問することからはじめる。その交流をとおして、日本資本の新植民地主義的収奪を告発していかねばならない。経済協力援助が各国民衆の生活向上に使われず、反動的政府の土台固めに使われていることを暴露していかねばならない。

二一世紀の世界を展望した時、世界の中心問題の一つは第三世界にある。

## ◇ 編集部からのお願い ◇

▽「資本論」を読むは単純なる価値形態を終え、拡大された価値形態に入りました。みなさんからの質問をお待ちします。

▽本号で今年も終了。新年号の発送は十二月二十三日となります。「通信」も来年からは十年目に入ります。ご批判、ご要望を寄せてください。

## 国鉄闘争の現状と問題点

### 一 一四四回中央委員会の焦点

十一月十九日付の商業新聞夕刊は、いっせいに「国労は三無い運動を中止」と報道した。同日、開催された第一四四回拡大中央委員会での「委員長あいさつ」の報道だ。委員会は、質疑討論の始めから荒れた。それは、事前に、国労本部は、総評等に対して「三無い運動はしない」ことを中央委員会で表明すると、委員長が約束したという「動労情報」を原文のまま各地方に電送していたからである。

つまり、十一月末日で期限切れとなる雇用安定協約をめぐって、当局が国労の期間更新要求に対して、要旨「二地本が三項目について協力するという心証が得られない」と拒否し、交渉は難航、注目されていた。

まず、この三項目の経過を振り返ろう。

当局は、昨年六月の「余剰人員対策」の検討発表の一ヶ月後（七月）に、「退職制度の見直し、派遣制度の拡大、休職制度の導入、八四年度末退職者の扱い」での余剰人員対策を提案してきた。

八月の国労第四六回定期全国大会は、「三項目白紙撤回を掲げて闘いぬく」ことを方針化した。九月一日からという募集開始をめぐる闘い、当局が一方実施すると言明していた一〇月のヤマ場を戦術配置ぬきですこし、特退協定の期限切れとなる一二月をやりすこし、今年三月まで、戦術配置ぬきで第三者機関でのやりとりをし、四月、公労委の強制で妥結。

本部は、妥結にあたって、①強制・強要や差別は排除しえたこと、②派遣は往復キップとなったことを理由に、③総団結で強制・強要・差別を許さぬ日常的な点検・摘発闘争の強化や現場長に対する「通告」運動を指令。

東京では、昨春秋、婦人部中央委員会が決定した「退めない、休まない、出向かない」運動を本部指令の具体化と受けとめ、意思統一の武器とするよう全組合員に呼びかけた。

五月の第四七回臨時全国大会は、三項目の妥結を全体で確認、次期定期大会で「総団結にふさわしい指導部の選出」を確認しあって総括継続を確認。八月の第四八回定期全国大会は、「分割、民営化」に反対して闘いぬく決意を確認、当面、五千万署名に全力で取り組みことを決定した。

この九月一日現在で、三項目の実績は、派遣者、国労一、七二〇名、動労二、六四一名、鉄労七二八名、全施労三名、その他一、一五二名。復職前提退職者は国労五七〇名、動労七〇〇名、鉄労一八五名、その他四五名。退職前提退職者は国労四、六〇〇名、動労一、〇〇〇名、鉄労七〇〇名、その他四二三名。総計一万四、四六七名である。

雇用安定協約の期間更新要求に対して、動労は共闘の場で「動労の努力」を宣伝、当局には「実績による評価で勤務差別」まで要求した模様であり、乗務員区に対する勤務差別が激しくなり、当局は国労との団交の場で、「心証を得られない」ことを理由に「期間更新の意思の無い」旨表明してきたわけである。

動労は、組織の命運をかけた一年の取り組みで四、三四一名であり、国労は半年で六、

八九〇名である。「心証」どころではない。

当局が国労に持ち出した「期間更新」の条件は、①三無い運動の中止、②地方指導、③地方本部が頭を下げる、④実績をみてから結論を出す、というものであった。

破廉恥この上ない言い草である。

そもそも、法律に優先する協約などあり得ない。それが、法治国家の仕組みである。

しかも、日鉄法第二十九条は、準公務員たる国鉄職員の身分を保障した条約であり、最終雇用責任は国にある。この本質を見失うと歴史の悲劇は、再びめぐってくる。

しかも、一〇月九日には、国鉄新会社は各社合計で、一九万五千人でいいと宣言し、その数にあわせた合理化を進めるとまで発表したのである。

## 二 「特別決議」を採決した中央委員会

国鉄再建監理委員会と政府、自民党、その意を代行する国鉄当局のドス黒い腹の内は、もうはっきりとしている。

とにかく、国鉄労働組合の協力を取り付けたいのである。しかも、東京を中心とする二地本の協力である。

彼らは、二〇〇兆円という国鉄資産を、昭和六二年（八七年）四月一日を期して、ただ同然で横取りしたくて結束している。必死である。

そのためには、人減しであり、カスカスの生活を維持する低労働条件で良く働く労働者を作ろうと必死である。職場における当局の攻撃は、その意図を見事に具体化している。権利剥奪と労働強化、期末手当てだけで一人平均で三〇万円を上まわる賃金カットである。合理化で無人化された駅に、乗客扱いの業務で助勤である。みじめである。

自殺やノイローゼも多発し、家庭の崩壊や惨事も引き起こされている。いじめである。

彼らは、国鉄労働組合を協力者に仕立てあげ、脱法行為や違法行為、社会的制裁を受ける破廉恥な国鉄労働者「いじめ」を、その「協力」で逃げよう、かわそうと必死なのである。

しかも組合の協力を手中にすれば、組合員の組合離れは、自明の理である。いろいろもめても合理化は進み、退職者は増え、労働者の団結は霧散し、何よりも、まちがいがなく、一坪平均で七三万円の国鉄用地を主とした利権がころがり込んでくるのである。

民間の例でもそうである。いろいろ合理化して、あとは「希望退職」制度である。組合の協力を取りつけておけば、最後は指名解雇がやれるとよんでいる。

一四四回拡大中央委員会は、激しい討論の中から、資料のとおり、①五千万署名を成功させ、②統一と団結を守り、③希望退職や指名解雇攻撃に総力をあげて闘いぬくことを柱として特別決議を採決した。

## 三 粉碎できる「分割・民営化」策動

敵の攻撃は巧妙である。五千万署名運動の闘争主体である国労組合員を孤立させ、やる気をなくすことに集中している。一月一九日の「旧国鉄職員は公務員に」という後藤田発言もそれである。

各地区で、地方交通線廃止反対の運動だけでなく、連帯する会、支援する会、等々が組織されだしてきた。



五千万署名運動も、急ピッチで取り組まれ、日増しに、国鉄の分割・民営化に反対する声が集約されだしている。

それは、国鉄再建監理委員会の「分割・民営化」答申が欺瞞に満ち、嘘に固められ、危険な社会的影響をもつものでしかないことが、大衆的に理解され始めているからである。

この取り組みは、京都総評の再建を担う力ともなっており、戦線は拡がっている。

東京では、岩井章氏の提唱を受け、「分割・民営化に反対する東京会議」の結成準備が進められている。青木法大教授たちの「学者・文化人の会」も動きだした。

数は力である。素朴な、地道な、大衆的な取り組みが無数に組織され、形を整えつつ、しだいに一つの流れになり始めている。

国鉄の分割・民営化に反対する一点で合意し、創造的に、大衆的に、ともに闘う目標で一致し、その「流れ」を促進することである。

客観的条件は、闘いの飛躍的發展を約束している。

## 資料 指名解雇・選別など一人の首切りも許さず「分割・民営化」反対の闘いを強化する特別決議

第一四四回拡大中央委員会は迫り来る重大局面に向けた闘いについて真剣に討議した。

討議は、国鉄再建監理委員会の最終答申が欺瞞に満ちたものであり、二〇〇兆円ともいわれる国鉄資産は、財界や独占の好餌とされ、あわせて国鉄労働者の大量首切りを狙ったものである。今日までの闘いのなかで「答申」に異議を唱え、「分割・民営化に反対する」声が昂まっていることが明らかになった。また、それらに比例するように、当局の攻撃も熾烈さを増していることも明らかになった。第一四四回拡大中央委員会は、討議を通じて、

- ① 国鉄の「分割・民営化」に反対し、当面取り組んでいる五千万署名については、目標完遂のため全力をあげることに。
  - ② 勤労国民と国鉄労働者の要求実現に向け、巧妙な分断攻撃を排除し、国民の統一と団結をより一層強化すること。
  - ③ 雇用安定協約の期間更新を強く要求し、当局の出かたによっては重大な決意で闘いぬく。
  - ④ 予測される希望退職と指名解雇攻撃に対し「一人の首切りも許さぬ」全組織と全機関のゆるぎない体制を確立して闘いぬく。
  - ⑤ 「答申」の矛盾のさいなる『共済年金』問題は、「分割・民営」反対の闘いの重要な柱であり、したがって、国の責任を明らかにさせ、制度改善をめざして全力で闘いぬくことを確認した。
- 第一四四回拡大中央委員会は、全組合員と機関の総力をあげ、全力で闘いぬくことを決定し、全組合員と家族の総団結と総決起を訴える。
- 右決議する。

一九八五年十一月二〇日

第一四四回拡大中央委員会

◇資料と解説◇

## 社会党「新宣言」に相次ぐ意見書

社会党は一六日から党結成四〇周年大会を開く。執行部のネライは、「新宣言」だけはなんとしても通すというものだ。しかし、「新宣言」の内容はどのようなものでもないもので、これまで「修正案」「申し入れ」「意見書」等が数多く出されている。本号では原対協の申し入れ、東大阪支部有志の意見書を紹介する。

### 資料1 原対協が「新宣言」で申し入れ

原対協は本日第九回総会を開き、原発問題に関する各地方の運動の状況及び党内外の諸状況について検討して、意見の交換を行ったところである。

その結果、次の点について中央執行委員会に対して、強く処置されるよう申し入れる。

一、北海道をはじめ重大な闘いが進められている折りも折り、一月党大会に於いて決定された社会党の原発方針に反する行動・発言が去る十一月十四日のシンポジウムに於いて公然となされ、しかも党重要幹部が行っていることは、断じて容認できないので、これら幹部に対して断固たる処置をとるべきである。

二、「新宣言中執案」中の「どの政党との政権関係にも積極的に対応する」といういわゆる保革連合の方針は、原発反対運動にとって重大な支障になることは明白であり、絶対的に容認できないので、変更されたい。

一九八五年十一月十九日

日本社会党 原発対策全国連絡協議会

会長 栗原 透

### 資料2 日本社会党東大阪支部有志 「新宣言」に対する意見書

党員に強い不信 日本社会党東大阪総支部は、一〇月一五日、府本部・牧内書記長を講師に招き「新宣言」中執案の学習会を開催しました。

同月一八日開かれた府本部の「新宣言」討論集会には四五名が参加しましたが、東大阪総支部所属の二名を含む一三名が反対意見を表明しました。わずかに賛成意見を述べたのは府本部の二名（執行委員一、書記一）だけでした。

このように、全国的に厳しい批判にさらされている「新宣言」中執案は、大阪の地においても決して例外ではなく、第一線で奮闘している党員の強い不信を呼んでいます。

府本部討論集会に参加された船橋中執は、作業小委原案が、各ブロックの討論を経てかなり書き替えられた、と報告されました。たしかに、不評を買った「パフォーマンス」が消え、「共産主義」は「既存の社会主義」「いわゆる『東』の諸国」と書き替えられたりしています。大きな論議を呼んだ「国民政党」もあいまいな「国民の党」に修正されました。

しかし、「問題なのは、基本的なたて方だ。思想の基調をどこにたてるのかということ」（船橋中執）です。私たちは今日まで、不十分ながらも『日本における社会主義への道』を「思想の基調」として、日夜党活動に励んできました。それは、「構革論争」の集約として、長年の党内討論の結果として全党一致で確認されてきた、科学的社会主義にもとづく党の路線であり、社会主義への展望をしっかりと私たちに示しているからにほかなりません。

原則綱領化には反対 ところが、今回提案されている「新宣言」草案は、これまでと全く違った理論、思想、概念であり、私たちにはとうてい理解できません。船橋中執の一時余の説明をうけて、幾人かの発言者が「ますますわからなくなつた」と批判していました。が、私たちも同感であります。しかし、船橋中執は「言い替えは可能だが、基本は変更しない」と述べ、田辺書記長も、骨格は変えない旨を再三表明しています。これでは何のため下部論議なのかと疑問を抱かざるをえません。一月の全国大会では、田辺書記長は「全党一致できるように努力する」と言明しました。私たちは、中央執行委員がこの書記長発言をぜひ思い起こしてほしいと思います。今の草案では、どこからみても「今の党内潮流の一つの部分ではない。こんな文章ではまとまるはずがない」（府本討論集会での発言）と考えるからであります。

党内ではすでに、新生研究会、平和戦略研究会、社会主義協会などのグループが反対の立場を明らかにしており、福岡県などから多くの意見書が提出されているようです。「社会主義の構想」をめぐるでも多くの反対意見が全国から提起されましたが、結局ごとく無視されたという苦い経験をおこさざるを得ません。党内民主主義の形骸化を強く憂うるものです。

「新宣言が全党一致で採択される」ためには、草案の大幅な書き替えと、原則綱領ではなく、当面する「行革」、軍拡路線と全力をあげて闘うための行動綱領としての位置づけが不可欠であると考えます。

そして、そのための「燃えたつような論争」（飛鳥田前委員長）を組織される必要があります。いやしくも自らの進退を材料に、論争を抑え込み、中味を抜きに「相手の譲歩を求める」ような態度は、党内民主主義の立場からも慎しまれるべきである、と考えます。

以上、「新宣言」草案の取扱い上の問題について意見を述べました。次に内容について数点の意見を表明します。

**反独占・反自民の闘いのうねりを築くとき** 私たちが今、もっとも関心を抱いている問題は、「行政改革」に反対する闘いをいかに組織していくか、ということです。独占資本の意を受けて政権の座にいた中曽根は、「行政改革」を「戦後政治の総決算」と位置づけ、強引にその推進を図っています。その行きつく先が憲法の改悪であることも、彼自身が表明しています。今、社会党に求められているのは、独占資本のこうした体制的合理化攻撃との闘いの先頭にたつて闘うことです。国鉄の労働者は「分割・民営化」の攻撃にさらされ、労働者の最低の権利すら奪われつつあります。教育労働者も、自治体労働者も、「臨教審」「地方行革」の攻撃を受けています。同時にそれは、戦後民主教育の破壊であり、地方自治の破壊、福祉の切り捨てであります。社会党が組織労働者とかたく団結し、勤労国民とともに、反独占、反自民の大きな闘いのうねりを築くべきときであります。

ところが、「新宣言」草案には、そうした視点が全く欠落しており、「国民の立場から」とつけ加えたものの「行政改革を推進しています」と規定しています。それは、自民

党、独占資本が「国民の立場」を大義名分に行革攻撃をつよめているときに、彼らを喜ばせるとともに、これを必死に闘っている労働者の強い反発を招かざるをえません。

このことをもう少し述べれば、この草案には、階級闘争の視点が全く欠落している、ということです。

「新宣言」(案)は**民社の思想** 作業小委草案にあった「共産主義」「彼の岸の世界」という表現が消えたとはいえず、今日の日本資本主義Ⅱ国家独占資本主義に対する科学的分析は全くなされてはいないといわざるをえません。

中執案は「社会主義は、人類普遍の原理である」と述べています。しかし、私たちの理解では、資本主義の形成と発展が同時に階級対立を激化させ、社会主義への移行の必然性とこれを担う労働者階級の任務が法的に明らかにされてきたものです。中執案の記述は、社会主義の歴史的位置を否定するものであり、認めることはできません。

中執案はまた「一歩一歩改革を進める」ことが社会主義である、と述べています。これはまさに改良主義の思想であり、社会党から脱落していった民社党の思想にほかなりません。つまり、中執案という「社会主義」は資本主義そのものにはかならないのです。

また、中執案は「日本社会党の理念」として八点を列挙した上で、「日本国憲法は、まさに、この理念を具体化したもの」だと、おどろくべき規定をしています。中執案はまだ「案」の段階ですが、この見解は「社会新報」一月二日付「主張」でも示されています、すなわち、「民主主義・社会主義・国際平和主義の原則を織り込んだ『結党綱領』を満場一致で採択した。この三大原則はその後の日本国憲法の基調となり」云々とあります。つまり、中執案によると、日本国憲法は社会主義憲法であり、今日の日本はすでに社会主義だということになります。労働者、勤労国民の、果してどれだけの人がこの珍奇な論理を受け入れると考えているのでしょうか？

しかも、この憲法の理念を「社会主義の理念」にまつりあげることによって、改憲阻止のための広範な勢力の結集を阻害してしまう危険性を指摘しておかなければなりません。中曽根内閣が軍事費を拡大し、アジア諸国に再び脅威を与えようとしている今日、そして「行革」のあとに「改憲」を展望している現在、社会党は、社会主義者だけでなく、平和と自由と民主主義を守り、戦争とファシズムに反対する広範な労働者、勤労国民を、改憲阻止の統一戦線に結集していくことに力を注がなければなりません。中執案の立場は、改憲勢力に口実を与えるものであり、私たちは、これに反対するものです。

中執案は、日本の現状を「豊かな社会」「成熟社会」ととらえ、こうした「これまでの日本の発展の根拠」として「良質な労働力」「日本国民の高い能力」「民族の能力」を挙げています。私たちは、日本資本主義の発展は、そういうことではなく、専ら独占資本による搾取と収奪の結果であると考えています。そのために、私たちはこれまで、職場、地域で必死に闘ってきたのです。中執案の主張は、第一線で奮闘している黨員、活動家の熱意をふみにじるものであり、強い怒りを禁じえません。同時に私たちは、中執案のこれらの文言に、「ゲルマン民族の優越性」を説いたナチズムの影すら感じます。

歴史を改ざん 中執案は、二度の世界大戦にふれながら、「侵略に反対し、平和を実現するたたかい、政治的抑圧を取り除き、民主主義を擁護・発展させるたたかい」の中心は、社会主義者であった」と記述しています。そして、そのしばらくあとに「既存の社会主義の体質は、日本社会党のめざす社会主義とは異質で、その方向はとらない」といわれています。すなわち、先の「社会主義者」の範ちゅうに「既存の社会主義」は含まれていないこととなります。しかし、これは、正しい歴史のみつめ方でしょうか。第二次世界大戦で、

二、〇〇万人もの犠牲者を出しながら反ファシズム闘争をもっとも果敢に闘ってきたのは、ソビエトの人々でした。そして、ドイツ、チェコ、ポーランドなどファシズムから祖国の解放をかちとった人々、朝鮮、中国など日本帝国主義と果敢にたたかってきた人々を忘れることはできません。その先頭にたってきた社会主義者こそが「侵略に反対し、平和を実現するたたい、政治的抑圧を取り除き、民主主義を擁護、発展させるたたい」の中心」であったのです。中執案の記述は歴史の事実を改ざんするものであり、承認できません。

作業小委草案でもっとも厳しく批判されてきたのが、党の性格規定であったと思います。

「手アカにまみれた」「国民党」という規定は、中執案では「国民の党」と修正されました。しかし、これは全く小手先の細工であって、流れている考え方そのものは、公明党や民社党の「国民党」規定と本質的な差異はないものといわねばなりません。すなわち、階級闘争と、社会主義革命をめざす立場を守るのかどうか、このことを抜きにして党の性格を決めることはできません。

「保革連合政権」はダメ 中執案は政権のあり方について、「連合政権はふつうのことである」とした上で「憲法完全実施をめざす」という合意、および改革の政策が一步でも前進する見通しを前提とし、どの政党との政権関係にも積極的に対応する」としています。これが「保革連合」を意味することは作業小委案執筆者である曾我副書記長自身が認めており（週刊時事）七月二〇日号）、そのことを前提としながら、中執案においてもそのまま生かされているのです。いいかえれば、この保革連合政権こそ、「新宣言」中執案の最大の核心である、といえるのです。

「保革連合政権実現のためには、日本社会党にとって瞳のように大切なものを全く捨て去ろうというのである」という、「新生研究会」の批判に、私たちは全く同感であります。

保革連合政権のためには、党は非武装中立を放棄し、反行革闘争をやめ、国民生活の破壊に目をつぶらなければなりません。一、二の議員が大臣のポストにありついたところで、社会党の支持者は、党を離れていくことは必至といわねばなりません。その時には、国家秘密法も、小選挙区制も、憲法改悪も、もはや防ぎようはないのではないのでしょうか。

かつて石橋委員長は、「われわれまでが、いわゆる『ものわりのよい態度』をとったなら、軍国主義復活、憲法改悪を食いとめるとりではなだれをうって崩れてしまう」と警告されました。しかし、今、日本社会党は、石橋委員長のもと、「新宣言」中執案という、たいへん『ものわりのよい態度』をとろうとしています。私たちは、日々職場で資本の攻撃と必死で闘っている同志や労働者の姿をみるにつけ、また、苦しい生活を強いられる地域の人々に接するにつけ、この『ものわりのよい』『新宣言』をぜったいに成立させてはならない、との思いを強めています。

かりにも「四〇周年記念大会だから」「総選挙、参院選を前にしているから」と、論議を封じ込めて採択を強行するようなことは、あってはならないことです。

私たちは、今後とも『日本における社会主義への道』と『国民統一の基本綱領』を指針に、党活動にまい進する決意であります。

以上の立場から、私たちは、日本社会党の統一と団結のために、中央執行委員会が「新草案」を撤回されるよう心から強く要請いたします。

一九八五年一月

（ゴチックの見出しは編集部）

連載『資本論』第一巻を読む 第17回  
**拡大された価値形態**

第一章第三節(第八七—九三パラグラフ)

B 総体的または拡大された価値形態

総体的または拡大された価値形態は、「86」で述べられたように、相対的価値形態にある一商品、たとえば亜麻布二〇エレの価値を、上衣一着で表現するだけではなく、あるときは茶一〇封度、またあるときは小麦一クォーターというように、さまざまな他の商品によって表現する形態をいう。

これをふつう略して「拡大された(訳本によっては、展開された)価値形態」といい、「総体的価値形態」といういいかたはしない。「相対的価値形態」と同音でもあるし、次の「一般的な価値形態」と混同されやすいためであろう。また、「単純な価値形態」を第一形態といったのと同様にこれを第二形態ということもある。

一、拡大された相対的価値形態

「87」この価値表現にあつては、相対的価値形態にある一商品の価値が、商品の世界を形成する要素である無数の他の商品によって表現される。そのため、すべての他の商品のからだ、すなわち使用価値が亜麻布二〇エレの価値を写しだす鏡となる。

そうなると価値が等一の人間労働の凝結物であることがはっきりする。というのは、単純な価値形態では亜麻布と上衣をつくる労働の等一性が示されただけで、他のいっさいの労働との等一性までは示されていなかった。それに対しこの拡大された価値形態では、労働がどのような具体的形態をもつていようと、つまりどのような使用価値をつくりだすものであつても、あらゆる商品が価値関係にはいるから、その等一性が明瞭に示されることになるのである。

したがって相対的価値形態にたつ亜麻布は他の商品との相互の関係、商品にとつてはいわば社会的な関係である価値関係によって、すべての商品と結ばれ、その世界の構成員となっている。また、亜麻布の価値はあらゆる他の商品の使用価値で表現されるので、等価値形態におかれる商品個々の使用価値が何であるかには無関心となる。

なお註二三については「44」「65」を参照。

\* 「」内はパラグラフ番号。「87」は岩波文庫第一分冊一一五頁見出しから。

「88」単純な価値形態においては、亜麻布二〇エレと上衣一着が交換されたことは、偶然の事情によるもののようにみえるかもしれない。しかし、この拡大された価値形態にあつては、それが本質に規定された必然的現象であることがはっきりする。亜麻布二〇エレの価値を表現する数々の等価値形態の商品とそれぞれの量が、何かある質をもったもの的一定量を示していることは、もはやうたがいが無い。二人の商品所有者の出会いの偶然性はなく、全社会的規模で価値表現が行なわれるからである。

この部分を次のような意味に誤解する人が多いので注意してほしい。すなわち、単純

な価値形態による価値表現の量的比率は偶然であった、つまり価値どおりではなかったのが、この拡大された価値形態で価値どおりになったというような理解である（そこで「単純な、個別的な、または偶然的な価値形態」という偶然的の意味もそのようにとられることになる。「86」参照）。しかし、よく読めば「偶然の事実」であるうたがいがあつたのが、ここではその可能性がもうなくなったのだ、という書き方になっていることがわかるだろう。この二つの価値形態の違いは「露われている」ないし「明瞭となっている」かないかの違いであつて、価値が表現できるかできないかの違いではない。

こうした誤解が生じるのは、価値形態論の展開が歴史上の交換の歴史と同一視されるためである。実際の原始的物々交換にあつては不等価交換がむしろ通例であつたかもしれない。だが価値形態論は、価値表現の論理的必然性が貨幣を生みだすことを論証するためのものである（「37」参照）。そもそも単純な価値形態においても価値が正しく表現されると論理的に前提されなければ、今まで詳しくみてきたその分析は意味がなかったということにもなりかねない。

## 二、特別の等価形態

「89」この価値形態にあつては、さまざまな商品が等価形態として、亜麻布二〇エレの価値を表現するものとなる。すなわち価値を体现したものとなる。使用価値は異なるが、それらはすべて亜麻布二〇エレの価値を表現しているという意味で、ひとつの特殊な等価形態である。したがつてそれらの使用価値をつくりだした多種の具体的有用労働すべてが、抽象的人間労働としては等一、無差別である労働の現実にとる特定の形態となる。

## 三、総体的または拡大された価値形態の欠陥

「90」この拡大された価値形態による価値表現にはまだ三つの欠陥がある。それは第一に価値表現の列が新商品の出現によりいつまでも続いて完成されず、単純な表現となっていないこと、第二に多くの商品を等価とするから不統一で、そのためそれぞれの価値変化によつて式はたえず変化し不安定なこと、そして第三に各商品が相対的価値形態に立つごとに、異なる価値表現の列が無数に成立するため、繁雑で共同的でないこと、である。

この欠陥は、等価形態の側にも当然反映する。等価に置かれる商品の使用価値のそれぞれが特殊の、つまりこの例では亜麻布の等価形態であり、無限ではないものの商品の総数によつてのみ制限された多数の等価となつて、そこには何ら一般性がない。つまり「亜麻布二〇エレは上衣一着に値する」「亜麻布二〇エレは茶一〇封度に値する」等々という式の列のなかで、上衣一着と茶一〇封度は両立せず、互いに無関係である。もちろんほんとうはその両者の価値は等しいのであるが、それを表現するためには、どちらかの商品が相対的価値形態に立たねばならない。

そういう意味では「商品世界と社会関係に立つ」「87」のは相対的価値形態にある一商品の側からみただけのことである。等価に置かれたそれぞれの商品をつくりだす具体的有用労働は、したがつて等価の側からみれば等一、無差別の人間労働の現象形態としては表現できていない。それはこの拡大された価値形態の全体をみれば、先にのべたよう

に明らかにはなるが、何らかの一般的な、つまり単純で、統一的、共同的な現象形態をもっていないのである。

「91」だが、拡大された価値形態というのは、実は単純な価値形態が無数に合わさって成り立っているものである。それはたとえば「亜麻布二〇エレは上衣一着に値する」「亜麻布二〇エレは茶一〇封度に値する」等々である。

「92」ここでもしそれらの方程式の「両項を逆に」すれば、「上衣一着は亜麻布二〇エレに値する」「茶一〇封度は亜麻布二〇エレに値する」という方程式がでてくることになるだろう。

さて、だが「両項を逆に」するとはいったいどうすることなのか。価値関係は方程式の右辺と左辺が等号で結ばれているからといって、ひっくり返しても同じだというような簡単なものではないことを私たちはこれまでみてきたはずである。

マルクスは「二〇エレの亜麻布は一着の上衣に値する」という関係は、一着の上衣は二〇エレの亜麻布に値するという逆関係をも含んではいる。しかしながら、上衣の価値を相対的に表現するためには方程式を逆にしなければならぬ。そして私がこれを逆にしてしまいういぬや亜麻布は上衣のかわりに等価となる。したがって同一の商品は同一の価値表現において、同時に両形態に現われることはできない。この二つの形態はむしろ対極的に排除しあうのである。「43」と書いていた。「逆に」するとは、そのような点に注意しながらとらえられなければならない。

「93」したがって「逆に」するというのは以下のような意味となるだろう。すなわち、亜麻布の所有者がその価値を一連の他の商品で表現するというばあいをこれまで例に使ってきたが、実際にはそれと同じように、上衣所有者も、茶所有者も、拡大された価値形態においては、商品世界のあらゆる商品で自分のもつ商品の価値を表現するはずである。ということとは、上衣一着、または茶一〇封度の価値表現の等価形態として、必ず亜麻布も登場していることになる。そしてその量的比率は私たちの前提（「20」参照）からして「上衣一着は亜麻布二〇エレに値する」「茶一〇封度は亜麻布二〇エレに値する」とならねばならない。そこにおいて上衣と茶は共通する第三の商品、すなわちこのばあい亜麻布で価値を表現することになる。それがマルクスのいう「実際にはすでに序列のなかに含まれていた逆関係」なのである。

そこでこうした逆の序列をつくってみると、次の「一般的な価値形態」が導きだされることになる。

(神津 朝夫)

#### 訂正

第一五回（二八三号）「78」三行目、実態↓実体。

第一六回（二八四号）冒頭より一二行目、文節↓分析。三行目、相対的分析↓総体的分析。「82」一一三行目、AまたはBを空所に挿入。「すなわち商品Aの商品Bに対する価値関係において、相対的価値形態にある商品Aは……として現われ、商品Bは逆に……」

「86」六行目、「相対的または……」↓「総体的または……」